

建設関連業務の委託に係る競争入札参加者の総合点数の付与及び選定要領

(目的)

- 1 この要領は、県が発注する工事に係る測量、調査、設計若しくは監理（以下「建設関連業務」という。）の委託に係る競争入札に参加することができる資格を有する者の総合点数の付与及び建設関連業務の競争入札に参加させようとする者（随意契約において見積書を徴しようとする者を含む。以下「入札参加者」いう。）の選定等について、他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(総合点数の算定項目)

- 2 総合点数は、(1)から(4)に掲げる項目に基づいて算定する。
 - (1) 入札参加資格審査の申請をする日の直前の営業年度の終了日の直前2年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高（以下「業種別年間平均実績高」という。）
 - (2) 入札参加資格審査の申請をする日の直前の営業年度の終了日の直前の営業年度の決算における自己資本額（以下「自己資本額」という。）
 - (3) 申請日における業種区分ごとの有資格者（業種区分に応じ、別表の有資格者の欄に掲げる者をいう。）の数
 - (4) 申請日までの営業年数（以下「営業年数」という。）

(総合点数の算定方法)

- 3 総合点数の算定は、次の各号に定めるところにより、算定するものとする。
 - (1) 業種別年間平均実績高の点数は、業種別年間平均実績高の金額に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とする。
 - (2) 自己資本額の点数は、自己資本額を年間平均実績高で除し、100 を乗じて得た数値（別表2において「自己資本額数値」という。）に応じ、別表2の点数の欄に掲げる点数とする。
 - (3) 有資格者の数の点数は、別表3の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表の有資格者の欄の右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表4において「合計数値」という。）に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。
 - (4) 営業年数の点数は、営業年数に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。
 - (5) 総合点数は、次の算式によって計算した値とする。

算 式

$$3 \times A + B + 5 \times C + D$$

この式においてA、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

A	第1号の規定による点数
B	第2号の規定による点数
C	第3号の規定による点数
D	第4号の規定による点数

(入札参加資格委員会)

- 4 入札参加者の選定等を行うための入札参加資格委員会については、建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領(昭和49年7月1日訓令乙第95号)の4から11の規定を準用する。

(入札参加者の選定)

- 5 入札参加者の選定については、以下の点に留意して行うものとする。

特定の有資格者に偏しないように留意するとともに、技術的特性、誠実性、経営状況、業務成績、安全管理の状況、受託手持量、労働福祉の状況、障害者雇用、子育て支援の状況を総合的に勘案して行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年3月31日から施行する。ただし、第5条中「子育て支援の状況」については、別に定める評価基準の決定後に適用し、勘案するものとする。
- 2 測量、建設コンサルタント業務等に係る入札参加者選定要領（平成17年4月1日付）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年10月30日から施行する。

2 改正後の建設関連業務の委託に係る競争入札参加者の総合点数の付与及び選定要領は、平成 22 年度及び平成 23 年度の建設関連業務の委託に係る競争入札に参加することができる資格を有する者の総合点数の付与（以下「総合点数の付与」という。）から適用し、平成 21 年度の総合点数の付与については、なお従前の例による。

別表 1

年間平均実績高	点数
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

別表 2

自己資本額数値	点数
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

別表 3

業種区分	有 資 格 者	
測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けているものを除く。）
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による 1 級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 21 の建築設備士登録を受けている者	建築士法による 2 級建築士の免許を受けている者（1 級建築士の免許を受けている者を除く。）及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、流体力学又は交通・物流機械及び建設機械とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）に合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門及び情報工学部門にあつてはそれぞれいずれかの選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者、アジア太平洋経済協力（APEC）が取りまとめた「APEC エンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成 4 年法律第 51 号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第 1 種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）による第 1 種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに社団法人建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格試験に合格し、登録を受けている者

地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償関係建設コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、及び社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

別表4

合計数値	点数
110～	30
65～109	25
40～64	20
15～39	15
～14	10

別表5

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10